

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、住民基本台帳法第11条第3項、第11条の2第12項及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条に基づき、下記のとおり公表します。

令和2年度分(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

閲覧者氏名 申出者の氏名（法人の場合は名称 及び代表者又は管理人の氏名）	閲覧事由（利用目的）の概要	閲覧年月日	閲覧した住民の範囲
日本銀行情報サービス局 局長 林 新一郎	生活意識に関するアンケート調査	令和2年6月 24日(水)	牛淵・上林 15件